

指定コメント

— 国立大学大学院における国際プログラムとの比較的視点から —

伊藤 弘子

2012年から2019年3月まで名古屋大学大学院法学研究科の国際プログラム付の特任教員として、その後2023年3月までは兼任教員として英語で開講される法律科目を担当した経験にもとづいて、立教大学におけるプログラムの先進性と独自性を紹介したいと思います。なお、名古屋大学で担当したのは、学部および大学院の英語開講科目であるComparative Law, Asian Family Lawおよび、日本語で修士論文を執筆する外国人留学生を対象とした研究方法論です。

名古屋大学における英語での法学教育は1990年代から始まり、立教大学のグローバルコースとは異なり、専ら外国人を対象として開始されました。当時の名古屋大学では、アジア諸国の研究者との国際共同研究が行われていました。一般的に、日本では欧米諸国の法制度を研究する法学者が多く、そのような傾向は名古屋大学においても同様なのですが、ソ連法の研究が充実しているということが、名古屋大学法学部の特徴でありました。1990年代にアジアの(旧)社会主義国が経済開放路線に移行し始め、これらの体制移行国との緊密で持続的な関係を構築することは日本にとっても重要な課題となりました。そのため、日本の法務省と外務省とはアジアの体制移行国を対象とした法整備支援と人材育成を推進し、これを受けて名古屋大学でもウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア等からの留学生を受け入れ英語での教育を開始しました。2011年には全学レベルで、英語で学位取得ができるグローバル30プログラム¹⁾も始まり、学部および大学院の双方において日本語と英語の双方で授業が開講されるようになりました。いずれのコースに入学した学生も他方の単

1) <https://admissions.g30.nagoya-u.ac.jp/jp/> (2023年5月31日最終確認)

位取得が可能であるものの、英語コースには留学生や帰国子女が多く、英語で講義を聴くだけでなく、英語ネイティブの学生達と積極的に議論することも求められます。私は2012年から開始された法学研究科博士課程リーディング・プログラム「法制度設計・国際制度移植専門家の養成プログラム」²⁾所属教員として、このプログラムの開講科目と法学研究科の英語開講法学科目の双方を担当しました。リーディング・プログラムの学生は全世界から集まり、共通言語が英語のみという環境で共同研究や大量の必読図書とレポート作成から成る課題が義務付けられるため、大学院生レベルのさらに高度な英語力が求められます。学部・大学院のいずれにおいても、日本人より外国人学生の人数の方が多いのが実情でした。

以上のことから、立教大学法学部に置かれたグローバルコースと比較して、名古屋大学のプログラムには、主として、次のような違いや特徴があると言えます。まず、①立教大学では日本の高校卒業者が多数であるのに対して名古屋大学では外国人学生またはインターナショナルスクールを卒業したり海外で育った英語ネイティブの学生が多数だということ、②名古屋大学では、大学院での専門教育が中心で、かつ海外の法曹や政府派遣の司法公務員が多いこと、③名古屋大学の国際プログラム生は、卒業・修了後は、英語圏での進学・就職か、帰国を予定していること（キャリアパスの上で学位取得を重視）、そして④名古屋大学の学部生を対象としたグローバル・コースは、法学と経済学の双方を学ぶ社会科学系コースになっており、法学科目の科目数やカバーされる範囲や深度は限定されるということです。

立教大学法学部グローバル・コースのユニークさは、法学を専攻し学士号を取得すると同時に、通常の日本の法学教育で得られる以上のグローバルな視点やコミュニケーション能力を養うことができるということにあります。日本の大学における日本語での法学教育を熟知し、さらに自らもグローバルな経験をお持ちである教育陣が、日本の学生が法学を学ぶ上で、そして英語で学ぶ上においても悩み迷うポイントを共有し教育にあたっておられます。私が名古屋大学でアジアの旧社会主義国出身の学生や欧米からの交換留学生とが混在する

2) <https://www.leading.nagoya-u.ac.jp/program/program02.html> (2023年5月31日最終確認)

授業を担当してきて感じてきたことに、学生自身が母国で一定の法学教育を受けてきた者ならば、法学がどのような学問か、そしてどのように学ぶべきかを知っており、語学のハンデを自ら補完することができるということがあります。法律を学ぶ上で、特に初学者は基本的な法概念を頭の中で具体化させて理解し、身につけねばなりません。しかし、さほどの人生経験を持たない学部の新入生にとっては、たとえ母国語であっても法律学の基礎の習得は容易なことではありません。立教大学グローバル・コースでは、外国語と法学の初年度教育という二重の課題を、教師陣の並々な熱意と努力で埋めて取り組んでこられました。海外に留学したり、日本国内に拠点を置く外国の教育機関で学ぶのでもなく、立教大学法学部で法学を学ぶ意義の一つに、日本の法制度をきっちり学習することができる教育機関であるということがあります。外国で英語で出版されるテキスト等は、英語圏の法制度や法前提の元で記述されることも多く、初学者に使わせる場合には、出版された地の法制度と日本との異同や、想定されている読者と受講生との異同を熟知した者が、行間に隠れている事柄を補って教える必要があります。立教大学での実践例を拝聴し、自らテキストや資料を作成し、きめ細かな教育をしてこられた様子に触れて、そのような教育をすることが可能な人材に恵まれているというというのが、本コースの何よりの財産であると考えました。学年進行が進むにつれて、学生に与える教材の質量も増しますが、初年度からきっちり法学の学び方の訓練を受けていれば、上級生については英語圏で出版されたテキストの利用も可能になってくるでしょう。名古屋大学での経験から見ると、ライティングの指導には、それに専従するネイティブ教員の配置が必要になると思われます。今後、より緊密な学生指導と教員間の連携が求められると考えられますが、立教大学グローバル・コースは、法制度に関する知識と語学力をつけると共にたくましくグローバル社会を生き抜く資質をも養うことができるユニークなプログラムであると思います。